

証券コード 4770
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株 主 各 位

横浜市港北区新横浜三丁目1番1号
図 研 エ ル ミ ッ ク 株 式 会 社
代表取締役社長 朝 倉 尉

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

この度の能登半島地震により被災された皆様にご心よりお見舞い申しあげますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.elwsc.co.jp/>

(上記の当社ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」の順に選択してご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4770/teiiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「図研エルミック」または「コード」に当社証券コード「4770」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月24日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市都筑区荏田東二丁目25番1号
株式会社図研 本社・中央研究所1階 図研ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第47期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、会場への入場開始は午前9時20分を予定しており、それ以前の入場はできませんのでご承知おきください。
- ◎会社法の改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面をお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、当該書面は、法令および当社定款第13条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載していませんが、監査等委員会及び会計監査人は、以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・計算書類の「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案にて同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会より各取締役候補者は、業務執行状況等を踏まえ、指摘するべき点はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	あき くら じょう 朝 倉 尉 (1970年2月9日生)	1993年4月 株式会社図研入社 2007年4月 同社SoC事業部イノベーション営業部 統括マネージャー 2007年10月 同社SoC事業部事業部長代理 2008年6月 当社取締役 2009年6月 当社取締役営業本部担当 2010年1月 当社取締役副社長 2010年6月 当社代表取締役社長（現任）	10,000株
	取締役候補者とした理由等 2010年より代表取締役社長として強いリーダーシップで経営の指揮を執り、また、高い識見から取締役会議長として、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めております。持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	ふじ い たか ひろ 藤 井 孝 博 (1974年10月14日生)	1999年4月 株式会社OA研究所入社 2007年8月 株式会社図研入社 2009年6月 当社入社 2015年10月 当社リブウェア開発部長 2017年4月 当社開発本部長 2019年6月 当社取締役開発本部長（現任）	100株
	取締役候補者とした理由等 開発部門における豊富な業務経験と、製品及び技術に関する知見が、当社の通信ミドルウェア事業の一層の強化に必要不可欠なものであり、今後の経営基盤強化と企業価値向上に寄与する適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	あか だ まさ き 赤 田 正 樹 (1976年9月29日生)	1999年4月 株式会社図研入社 2006年7月 インベンチュア株式会社入社 2012年2月 当社入社 2015年4月 当社営業本部第一営業部長 2017年4月 当社営業本部副本部長 2017年10月 当社営業本部長 2020年6月 当社取締役営業本部長 (現任)	200株
		取締役候補者とした理由等 営業部門において深い知識・豊富な経験を有し、製品及び技術に関する知見が、当社の通信ミドルウェア事業の一層の高収益化に必要不可欠であり、今後の経営基盤強化と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
4	たか はし ゆういちろう 高 橋 雄 一 郎 (1968年5月31日生)	1992年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 2011年4月 同行京橋支社次長 2018年7月 同行ソリューション本部コーポレート情報営業部官民連携グループ次長 2018年8月 三菱UFJファクター株式会社管理本部企画部部長 2020年11月 当社出向 管理部長 2021年6月 当社取締役管理本部長 (現任)	100株
		取締役候補者とした理由等 銀行業務を通じて培われた経営全般・財務・マネジメントについての知見を有しており、今後の経営基盤強化と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

(注) 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役3名のうち、安藤宏和氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、監査等委員である取締役より、監査等委員である取締役候補者は、監査等委員会監査等基準の定めに基づく、監査等委員である取締役候補者の選定基準の要件を満たしており、指摘するべき点はない旨の意見表明を受けております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
あん どう ひろ かず 安藤 宏 和 (1986年2月28日生)	2008年4月 三井住友海上火災保険株式会社入社 2015年5月 行政書士登録 2015年8月 株式会社あしたば設立 代表取締役社長(現任) 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社あしたば 代表取締役社長	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割等】 安藤宏和氏を社外取締役候補者とした理由は、金融に関する豊富な知見およびコンサルティング経験に加え、企業経営者としての経験および見識を有しており、これらの知識、経験等を活かして、経営陣から独立した立場からの助言・提言をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対して、客観的・中立的な立場から関与、監督していただく予定です。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 安藤宏和氏は、社外取締役候補者であります。
3. 安藤宏和氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 安藤宏和氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 当社と安藤宏和氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

(参考) 独立役員の独立性基準

当社は、独立役員の独立性につきまして、実質的に一般株主との利益相反が生じる恐れがあるか否かにより判断することを方針としております。この方針の下、当社は、社外取締役が次の基準に該当する場合には、独立性はないものと判断しております。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
 2. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
 3. 当社から役員報酬以外に年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 4. 過去5年間に於いて上記1～3に該当していた者
 5. 就任の前10年以内のいずれかの時において、次の(1)～(3)のいずれかに該当していた者
 - (1) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - (2) 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (3) 当社の兄弟会社の業務執行者
 6. 次の(1)～(5)までのいずれかに掲げる者（重要でない者は除く。）の配偶者または二親等以内の親族
 - (1) 上記1～5に該当していた者
 - (2) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - (3) 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (4) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (5) 過去5年間に於いて当社の業務執行者または業務執行者でない取締役に該当していた者
- (注) 上記1の「主要な取引先」とは「直近事業年度におけるその者の連結売上高の5%以上の支払を当社に対して行った者」をいい、また、上記2の「主要な取引先」とは「直近事業年度における当社の売上高の5%以上の支払を当社から受けた者」をいいます。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度における経済環境は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行されたことで、社会経済活動の正常化が進み、企業収益や個人消費の改善が見られるものの、資源・原材料価格の高騰や、インフレ抑制に向けた各国の金融引締め政策に伴う世界経済の減速懸念、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の悪化等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属する情報通信・エレクトロニクス業界におきましては、資源・原材料価格高騰の影響を受けつつも、半導体供給不足の緩和等を背景に企業の生産活動は徐々に回復しており、自動車の電動化や産業機器の自動化に向けた需要の増加、関連設備投資が引き続き期待されます。

このような事業環境の下、当社では、継続的で安定した事業基盤の構築に向けて、長年培ったストリーミング技術を基に、要件定義から設計・実装、各種標準規格提案、アプリケーション開発、検証環境構築まで一気通貫で技術提供可能なエンジニアリング・サービスを展開し、ストリーミング製品（ソフトウェア製品、システムプラットフォーム製品）を組み合わせた付加価値の高いソリューション提案活動に注力してまいりました。

以上のような取り組みの結果、需要先各社における継続的なエンジニアリング・サービス受注獲得に加えて、新規先へのビジネス開拓活動も奏功し、売上高は9億88百万円（前事業年度比6.8%増加）となりました。また損益面では、プロジェクトマネジメント強化に伴う開発原価低減や経費削減をより一層強化したことにより、営業利益1億92百万円（前事業年度比11.9%増加）、経常利益1億94百万円（前事業年度比13.3%増加）、当期純利益1億70百万円（前事業年度比3.3%減少）を計上しました。

(研究開発)

当社の研究開発活動は、開発本部において、ストリーミング技術を中心とした基礎研究、応用研究と、ストリーミング製品をはじめとする工業化研究を行っております。このうち、基礎研究及び応用研究には、当事業年度において3百万円（対売上高0.3%、前事業年度比7百万円減少）の研究開発費を投入し、事業基盤強化のための開発投資を行っております。

② 設備投資の状況

当事業年度は、開発・事務用機器やソフトウェア等に総額24百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

該当する事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はございません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 2021年 3 月期	第 45 期 2022年 3 月期	第 46 期 2023年 3 月期	第 47 期 (当事業年度) 2024年 3 月期
売 上 高(百万円)	617	801	925	988
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	△50	86	171	194
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(百万円)	△82	69	176	170
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	△13円12銭	11円06銭	28円11銭	27円18銭
総 資 産(百万円)	696	806	984	1,131
純 資 産(百万円)	541	610	787	939

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第45期の期首から適用しており、第45期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

1. 当社の親会社は株式会社図研で、同社は当社の株式2,539,690株(持株比率40.41%)を保有し、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する実質支配力基準に基づく親会社に該当いたします。
2. 親会社と当社との間には、事業活動を行ううえでの承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はございません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
当社は、親会社等である株式会社図研との取引に際しましては、少数株主の保護の観点から取引条件が他の取引先との間の同種取引と同様な適正条件であるかどうかを確認しております。
2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
当社の取締役会は、親会社等との取引に当たって当該取引の必要性に留意し、取引条件が他の取引先との間の同種取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害することはないと判断しております。
3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当する事項はございません。

③ 重要な子会社の状況
該当する事項はございません。

④ その他
該当する事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として、以下の点を認識しております。

・エンジニアリング・サービスの事業規模拡大について

5GやDX、生成AIの活用が身近となり、これらを実現するための高速・大容量・超低遅延・同時多数接続を可能とするシステム開発には、ストリーミング技術が必要不可欠となります。

当社は、ストリーミング・ネットワーク関連プロトコルスタック開発で長年培ったストリーミング技術をコアコンピタンスとして、組込みソフトウェアやシステム開発を、要件定義から設計・実装、各種標準規格提案、アプリケーション開発、検証環境構築まで一気通貫で技術提供が可能であり、一般の受託開発とは一線を画するエンジニアリング・サービス（受託開発）による事業拡大を積極的に推進してまいりました。

この事業方針により、お客様の開発計画を実現する付加価値の高いエンジニアリング・サービスの提供に加えて、ストリーミング製品（ソフトウェア製品、システムプラットフォーム製品）を有機的に組み合わせることで、お客様にとって必要不可欠な開発パートナーの位置づけとなることが期待できます。

今後とも戦略的なターゲットの選定ならびにお客様固有の開発ニーズに即したソリューション提案力を強化することで、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

・人材に関する取組みについて

エンジニアリング・サービスを中心とした持続的な成長のためには、優秀なエンジニアの採用・人材育成が課題となっております。当社では日々進化する情報通信技術やお客様の開発ニーズに的確に対応出来るエンジニアの採用に努めるとともに、外部委託先との連携により多様な知識・経験を自社に取り込むことで、先端技術の習得と新製品・新サービスの企画・開発・品質管理を担うことのできる付加価値の高い人材育成に取り組んでおります。また、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等の多様性（ダイバーシティ）確保に関して、能力や適性などを総合的に評価して管理職に登用する等の課題にも取り組んでおります。

・財務体質の強化について

当社は、継続的で安定した事業基盤の構築に向けて、収益力向上と営業

キャッシュ・フローを重視した経営を徹底し、不測の事態が発生した場合でも、お客様や株主の皆様にご安心いただけるように、強固な財務体質を維持することが重要な課題であると考えております。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

区分	内 容	製 品 種 類
通 信 ミ ド ル ウ ェ ア 事 業	エンジニアリングサービス	—
	プロトコルスタック	ミドルウェアライブラリ（「KASAGOシリーズ：TCP/IPプロトコルスタック」、「Ze-PROシリーズ：ONVIF、SIP、RTP」）
	システムプラットフォーム	カメラ映像/IoTシステム連携プラットフォーム（FA Finder）、ストリーミング・パッケージ

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

事 業 所 名	所 在 地
本 社	横 浜 市 港 北 区

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
58名（3名）	8名増（0名）	42.1歳	8.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2024年3月31日現在)

該当する事項はございません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

(株式会社図研による公開買付け)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、株式会社図研による当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に関して、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

本公開買付けの詳細については、2024年5月13日公表の「支配株主である株式会社図研による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 21,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,284,944株
- (3) 株主数 2,795名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 図 研	2,539,690株	40.41%
野 口 治 雄	200,000	3.18
玉 井 喜 世 治	128,200	2.04
株 式 会 社 S B I 証 券	105,552	1.68
大阪中小企業投資育成株式会社	96,912	1.54
J.P. Morgan Securities plc (常任代理人 JPモルガン証券株式会社)	89,300	1.42
荻 野 雅 佳	80,000	1.27
松 田 一 之	80,000	1.27
宝 川 等	75,000	1.19
會 澤 希 樹	65,000	1.03

(注) 持株比率は自己株式(230株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況
該当する事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当する事項はございません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当する事項はございません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	朝 倉 尉	
取 締 役	藤 井 孝 博	開発本部長
取 締 役	赤 田 正 樹	営業本部長
取 締 役	高 橋 雄 一 郎	管理本部長
常勤監査等委員である 取 締 役	高 橋 慶	
監査等委員である 取 締 役	本 間 政 司	税理士法人岡崎事務所 代表社員 公益財団法人あすなる福祉財団 監事
監査等委員である 取 締 役	安 藤 宏 和	株式会社あしたば 代表取締役社長

- (注) 1. 監査等委員である取締役高橋慶氏は、常勤監査等委員であります。
当社では、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門等との綿密な連携を通じ、監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤監査等委員を選定しております。
2. 監査等委員である取締役高橋慶氏、本間政司氏及び安藤宏和氏は、社外取締役であります。
3. 社外取締役本間政司氏及び安藤宏和氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員である取締役高橋慶氏、本間政司氏及び安藤宏和氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査等委員である取締役高橋慶氏は、上場企業における内部統制業務の経験及び金融商品取引法に基づく内部統制システム構築の経験を有しております。
 - ・監査等委員である取締役本間政司氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査等委員である取締役安藤宏和氏は、金融機関における経験及び豊富なコンサルティング経験を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役高橋慶氏、本間政司氏及び安藤宏和氏の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当する事項はございません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当する事項はございません。

(5) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会決議に基づき一任された代表取締役が、監査等委員である取締役の意見も適宜参考にしつつ、決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、公正性・合理性が確保できる職位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、監査等委員である取締役の報酬は、客観的立場から当社の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことを考慮し固定報酬のみとしております。

2. 基本報酬に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、月例の固定報酬とし、職位ごとの報酬に関する基準を踏まえ、決定するものとしております。

3. 業績連動報酬に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績目標達成度合いに応じた報酬とし、前事業年度の当期純利益の4パーセント以内(ただし上限200万円とする。)とする金銭報酬とし、年次で一定の時期に支給しております。なお、非金銭報酬はないものとしております。

4. 固定報酬と業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう固定報酬と業績連動報酬のバランスを考慮し、適切な支給割合としております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

固定報酬については、同業種企業、同規模企業ならびにグループ企業の報酬体系を参考に、取締役会にて職務の内容・重要度及び職務遂行状況の確認を行い、また業績連動報酬については上限額の範囲内で業績及び成果に基づき、それぞれ監査等委員である取締役の意見も適宜参考にしつつ、取締役会決議に基づき代表取締役社長に一任し決定するものとしております。

②当該事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	53百万円 (-)	51百万円 (-)	2百万円 (-)	-	4名 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	8百万円 (8百万円)	8百万円 (8百万円)	-	-	3名 (3)
合 計 (うち社外取締役)	61百万円 (8百万円)	59百万円 (8百万円)	2百万円 (-)	-	7名 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬の制度はございません。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第38回定時株主総会において、年額200百万円以内と定めた固定枠と、前事業年度の当期純利益の4%以内(上限200百万円とし、社外取締役には支給しない。)と定めた変動枠の合計額(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は、4名でありました。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第38回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は、3名でありました。
5. 取締役会は、代表取締役社長朝倉尉に対し監査等委員である取締役を除く各取締役の基本報酬額及び業績連動報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、決定にあたっては、監査等委員である取締役の意見を適宜参考にしております。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査等委員である取締役本間政司氏は、税理士法人岡崎事務所の代表社員及び公益財団法人あすなろ福祉財団の監事であります。税理士法人岡崎事務所及び公益財団法人あすなろ福祉財団と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査等委員である取締役安藤宏和氏は、株式会社あしたばの代表取締役社長であります。株式会社あしたばと当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務概要
監査等委員である取締役 高橋 慶	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席（出席率100%）し、また、監査等委員会13回の全てに出席（出席率100%）いたしました。</p> <p>上場企業における内部統制業務の経験及び金融商品取引法に基づく内部統制システム構築の経験に基づく見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においても、内部監査等について適宜、必要な提言を行っております。</p>
監査等委員である取締役 本間 政司	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席（出席率100%）し、また、監査等委員会13回の全てに出席（出席率100%）いたしました。</p> <p>税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するために積極的な助言・提言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、少数株主保護に関する任意の諮問委員会の委員長として、客観的かつ中立的な見地で取引内容の適正性を確保するための重要な役割を果たしております。さらに、監査等委員会においても、コンプライアンス体制等について適宜、必要な提言を行っております。</p>
監査等委員である取締役 安藤 宏和	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席（出席率100%）し、また、監査等委員会13回の全てに出席（出席率100%）いたしました。</p> <p>金融に関する豊富な知見及びコンサルティング経験に加え、企業経営者としての経験及び見識に基づく幅広い視点から、取締役会において、積極的な助言・提言を行っており、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。また、少数株主保護に関する任意の諮問委員会においても、客観的かつ中立的な見地で取引内容の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。さらに、監査等委員会においても、コンプライアンス体制等について適宜、必要な提言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

SCS国際有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった、EY新日本有限責任監査法人は、2023年6月27日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項及び第3項に基づく同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人SCS国際有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当社と前任の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりました。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 補償契約の内容の概要

該当する事項はございません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様に対する利益配分を重要な経営課題の一つとして位置づけており、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、当該事業年度の業績や資金収支を総合的に判断し利益還元を実施することを基本方針としております。また、当社の事業は技術革新の激しい情報通信・エレクトロニクス業界に属しているため、収益力向上と財務体質強化に努めるとともに、内部留保資金につきましては、持続的成長に向けての先端技術の習得や研究開発活動の資金需要に備えるものであり、将来の収益向上を通じて、株主の皆様への利益還元に寄与していくものと考えております。

今後も、株主の皆様継続的なご支援をいただけるよう業績、企業価値の向上に努めてまいります。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針について、重要な事項と認識しておりますが、当社の株主構成等を鑑み、現時点では特に買収防衛策等は定めておりません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	1,054,404	【流動負債】	168,859
現金及び預金	814,634	買掛金	17,767
電子記録債権	1,587	未払金	17,576
売掛金	226,872	未払費用	18,981
商品及び製品	397	未払法人税等	21,931
仕掛品	5,161	未払消費税等	14,737
前払費用	5,374	預り金	6,705
その他	476	前受収益	20,988
貸倒引当金	△100	リース債務	5,260
		賞与引当金	36,567
		役員賞与引当金	2,500
		製品保証引当金	5,548
		その他の	294
【固定資産】	77,145	【固定負債】	23,258
(有形固定資産)	29,037	長期前受収益	1,915
建物	688	リース債務	14,641
工具、器具及び備品	10,618	退職給付引当金	1,853
リース資産	17,730	資産除去債務	4,847
(無形固定資産)	9,709	負債合計	192,117
ソフトウェア	9,709	純資産の部	
(投資その他の資産)	38,398	【株主資本】	939,432
敷金及び保証金	356	(資本金)	500,000
会員権	530	(資本剰余金)	135,998
破産更生債権等	2,498	資本準備金	81,886
繰延税金資産	36,863	その他資本剰余金	54,111
貸倒引当金	△1,850	(利益剰余金)	303,551
		利益準備金	1,885
		その他利益剰余金	301,665
		繰越利益剰余金	301,665
		(自己株式)	△117
資産合計	1,131,549	純資産合計	939,432
		負債・純資産合計	1,131,549

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（2023年4月1日から
2024年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		988,591
売 上 原 価		454,026
売 上 総 利 益		534,564
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		342,353
営 業 利 益		192,211
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 手 数 料	55	
助 成 金 収 入	3,003	
そ の 他	0	3,065
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	459	
為 替 差 損	121	
固 定 資 産 除 却 損	0	580
経 常 利 益		194,695
税 引 前 当 期 純 利 益		194,695
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	28,264	
法 人 税 等 調 整 額	△4,371	23,893
当 期 純 利 益		170,802

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰上 利益剰余金	利益剰余金 合計
2023年4月1日 首残高	500,000	81,886	54,111	135,998	—	151,602	151,602
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△18,854	△18,854
利益準備金の積立					1,885	△1,885	—
当期純利益						170,802	170,802
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,885	150,063	151,948
2024年3月31日 期末残高	500,000	81,886	54,111	135,998	1,885	301,665	303,551

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
2023年4月1日 首残高	△117	787,483	787,483
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△18,854	△18,854
利益準備金の積立		—	—
当期純利益		170,802	170,802
事業年度中の変動額合計	—	151,948	151,948
2024年3月31日 期末残高	△117	939,432	939,432

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

図研エルミック株式会社

取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 牧 辰 人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新 井 啓 介
業務執行社員

<計算書類等監査> 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、図研エルミック株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 SCS 国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

図研エルミック株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 高橋 慶 (印)

監査等委員 本間 政司 (印)

監査等委員 安藤 宏和 (印)

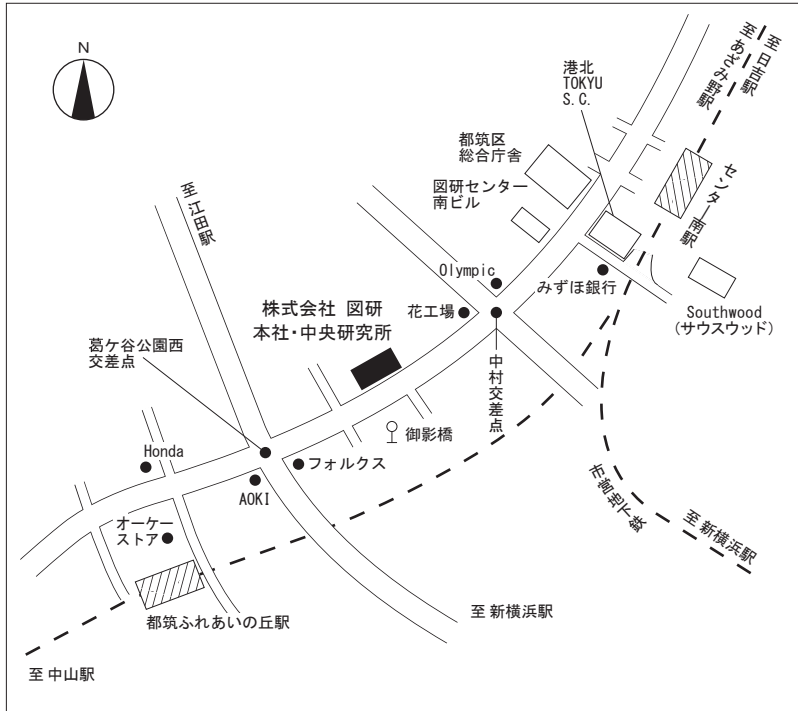
(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第47回定時株主総会会場ご案内図

株式会社図研 本社・中央研究所 1階 図研ホール

横浜市都筑区荏田東二丁目25番1号



- ・横浜市営地下鉄 センター南駅下車 徒歩15分
- ・横浜市営地下鉄 センター南駅下車 市営バス 御影橋バス停前
- ・横浜市営地下鉄 都筑ふれあいの丘駅下車 徒歩10分

※ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。